

2008年12月3日

CEART 報告・勧告にかかわる中央執行委員会見解

日本教職員組合 中央執行委員会

11月20日、第303回ILO理事会は、ILO／ユネスコ教職員勧告適用合同専門家委員会（CEART）の中間報告を承認した。CEARTは、1966年の「教員の地位に関する勧告」および1997年の「高等教育教員の地位に関する勧告」の遵守状況を監視するために設置された委員会であり、2008年4月に日本において実施した実情調査に基づき、報告と勧告を行った。日教組が従前より主張していた「政府・教育委員会と教職員組合との社会的対話の構築」が報告・勧告に反映されており、今後の公務員制度改革に大きな影響を与えるものとする。

日教組は、4月のCEART実情調査団を積極的に受け入れ、教育インターナショナル（EI）、連合とも十分に連携を図りながら、日教組本部・東京都高等学校教職員組合・大阪府教職員組合におけるヒアリングに対応してきた。また、11月には、CEART報告・勧告が協議される第303回ILO理事会の「法令問題と国際労働基準委員会（LILS）」への意見反映を行うために、中村中央執行委員長がLILS労働側委員に対して「公務員の労働基本権のあり方について検討をすすめている『労使関係制度検討委員会』は、CEART報告・勧告を尊重し『社会的対話』を実現する制度を構築すべきである」と意見書を携え強く訴えた。EIバン・リューエン事務局長もLILS労働側へ「覚書」を送付し、「今回のCEART報告・勧告は日本のみならず、多くの国々に影響を与えるものである」として「社会的対話」の重要性を強調した。

現在、日本の行政・公教育に対する信頼は十分とは言い難い状況であると言わざるを得ない。教育を含むすべての行政施策は法・条例に基づいて執行されており、国会や地方議会の力量・裁量に委ねられている。社会状況が複雑化し、変化の激しい今日、とりわけ子どもが主体である「教育」という場においては、政府・教育委員会と教職員、保護者等の「関係者」が同じ立場で協議し、それぞれが責任をもって子どもたちの学習権を保障していくことが重要である。

国家公務員制度改革基本法が成立し、地方公務員を含むすべての公務員の労働基本権のあり方について検討がすすめられている中、国家公務員制度改革推進本部は、この度出されたCEARTの報告・勧告を重く受け止め、推進本部内に設置されている労使関係制度検討委員会において、「社会的対話」を実現する制度設計が行われるべきである。私たちは政策や制度構築のための交渉・協議の場に着く覚悟があることを表明するとともに、日本政府がCEARTの報告・勧告を尊重した対応を早急に行うことを強く求める。